

平成29年第1回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 招集年月日 平成29年1月24日(火)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 平成29年 2月20日(月) 9時30分宣告
4. 閉会(閉議) 平成29年 2月20日(月) 11時09分宣告
5. 出席議員

1番 中 濱 堯 介	6番 竹 谷 実	11番 吉 田 雅 紀
2番 並 河 孝 成	7番 高 松 照 佳	12番 池 田 一
3番 齋 藤 昭 一	8番 米 澤 壽 重	13番 井 尻 義 教
4番 遠 藤 義 光	9番 池 田 信 博	14番 平 田 文 夫
5番 柏 原 広 行	10番 福 田 晃	
6. 欠席議員 な し
7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 池 田 高世偉	介護保険課長 藤 野 則 子
副広域連合長 山 内 道 雄	島前病院事務部長 天 草 巧
同 升 谷 健	隠岐病院事務部長 齋 藤 英 典
同 平 木 伴 佳(欠)	同 総務課長 西 村 洋 一
同 室 崎 隆 司	同 経営課長 齋 賀 光 成
事務局長 川 崎 康 久	消 防 長 富 谷 輝 彦
総務課長 野 津 信 吾	同 次 長 久 永 吉 人
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名
議会事務局長 福 島 康 利 書記 山 崎 一 美
9. 会議録署名議員
4番 遠 藤 義 光 5番 柏 原 広 行
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議長の諸報告 な し
12. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 な し
13. 委員会報告書及び少数意見書 な し
14. 会議に付した事件 な し

15. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

(1) 連合長提出議案の題目

- | | |
|---------|--|
| 議第 1 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議第 2 号 | 隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議第 3 号 | 隠岐広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議第 4 号 | 隠岐広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議第 5 号 | 平成 28 年度 隠岐広域連合一般会計補正予算 (第 4 号) |
| 議第 6 号 | 平成 28 年度 介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) |
| 議第 7 号 | 平成 28 年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 議第 8 号 | 平成 28 年度 隠岐病院事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 議第 9 号 | 平成 28 年度 消防事業特別会計補正予算 (第 4 号) |
| 議第 10 号 | 平成 29 年度 隠岐広域連合一般会計予算 |
| 議第 11 号 | 平成 29 年度 介護保険事業特別会計予算 |
| 議第 12 号 | 平成 29 年度 隠岐島前病院事業特別会計予算 |
| 議第 13 号 | 平成 29 年度 隠岐病院事業特別会計予算 |
| 議第 14 号 | 平成 29 年度 消防事業特別会計予算 |

(2) 議員提出議案の題目

該当なし

16. 選挙の経過

該当なし

17. 議事の経過

次ページ以下会議録参照

18. 記名投票における賛否の氏名

該当なし

19. 常任委員会委員の選任

該当なし

20. 議会運営委員会委員の選任

該当なし

21. 特別委員会委員の選任

該当なし

22. 傍聴者

該当なし

議 事

○議長（平田 文夫）

おはようございます。

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は荒れ時化で隠岐汽船も全便欠航でございますことから、前日に島前の議員の皆さん、副連合長の皆さんにはご足労いただき本当にありがとうございます。

本日は平成29年第1回 隠岐広域連合議会定例会が招集されたところであります。

議員各位におかれましては、ご多忙のところをご参集いただき誠に有り難うございます。

さて、任期満了により先般実施されました西ノ島町議会議員選挙におかれましては、中濱 堯介議員、竹谷 実議員がめでたく再選されました。改めてお祝いを申し上げます。お二人には今後益々のご活躍をご祈念申し上げます。

本定例会には、総額9億2,515万4千円の平成29年度当初予算5件を始め、条例案件4件、補正予算5件を含めた合計14案件の上程が予定されております。

議員各位の慎重審議を頂きまして、適切なお決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう、本席からご協力をお願い申し上げます。

《開 会》 号 鈴

ただいまより、平成29年第1回 隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。本日の出席議員は、先程報告のとおり全員出席であります。

ただちに、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時 30分）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

《会議録署名議員の指名》

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、4番・遠藤 義光議員、5番・柏原 広行議員を指名いたします。

《会期の決定》

日程第2「会期の決定」の件を議題と致します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月20日の1日間にしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
従って、会期は、本日2月20日の、1日間と決定致しました。

《諸般の報告》

日程第3 諸般の報告を致します。

諸般の報告につきましては、お手元に配布を致しました別紙1 諸般の報告書を参照願います。

《施政方針》

日程第4 広域連合長の施政方針を行います。

(「議長番外」の挙手あり)

番外、池田広域連合長

○番外(池田広域連合長)

おはようございます。

本日はよろしくお願ひ致します。

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

梅の花のほころびを見つけられるようになって参りましたが、まだまだ寒さ厳しい日が続く今日この頃でございます。

議員各位におかれましては、いよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。今定例会は、構成団体の3月定例議会に先立ち招集させていただくものでございますが、年度末を控え何かとご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、任期満了により先般実施されました西ノ島町議会議員選挙におかれましては、中濱 堯介氏及び竹谷 実氏がめでたくご再選をなされましたが、ここに改めましてお祝いを申し上げます。お二人には、今後益々のご活躍をご祈念申し上げます。

昨年は熊本地震をはじめ、台風による豪雨災害が相次ぎ、各地に甚大な被害が発生いたしました。これらの災害により、お亡くなりになられた方々には、改めまして心からご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々をはじめ、被災された市町村に対しましてお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧復興をお祈りするところでございます。

さて、政府は「一億総活躍社会の実現」を内政の重要課題に位置付け、その実現のためには、子育て、医療・介護等の社会保障の充実や地方創生を一層推進していくことが重要だとしております。先の安倍首相の施政方針演説では、地方創

生について、「自分たちの未来を、自らの創意工夫と努力で切り開く。地方の意欲的なチャレンジを、自由度の高い「地方創生交付金」によって、後押しする。」と述べられており、隠岐4町村におきましても、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を軸に、ふるさと「隠岐」への情熱を持って地方創生を実行することが重要だと考えるところでございます。

また本年4月より施行されます特定有人国境離島新法の目的である「有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持」を達成すべく、島根県が定める計画に基づき、各種事業について、確実に、また強力に推進していく考えでございます。

それでは私が広域連合長に就任をさせていただき、初めての施政方針を述べさせていただきます。

隠岐広域連合は発足19年目を迎えることとなりますが、これも一重に議員各位のご支援とご協力の賜であり、改めて感謝を申し上げますとともに、隠岐島民の皆様方の「安全・安心の生活」確保や「地域振興」の充実に向け、精神誠意、努力して参る所存でございます。ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成29年第1回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたりまして、諸議案の提案に先立ち、平成29年度の隠岐広域連合運営の基本的方針及び主要事業について申し上げ、議員各位は元より島民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、**隠岐広域連合事業全般にわたる方針**についてでございますが、隠岐広域連合第3次広域計画に基づき、効率的かつ効果的で円滑な施設運営に努めて参る所存でございます。

また、現在、策定中の「第3次隠岐広域連合行財政改革大綱」に基づき、事務の効率化・簡素化を推進し、構成団体の負担金抑制に努めて参りますとともに、島民の皆様方の要請に充分に応えるべく、各事業や施設の在り方などにつきましても、鋭意検討を進めて参る所存でございますので、議員各位には引き続きご助言、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最初に、**事務局総務課が所管いたします事業**についてでございますが、まず隠岐航路につきましては、超高速船レインボージェットの年検ドッグも終え、今月16日より運航を再開しており、引き続き「安全・安心」は元より、高い就航率の維持、顧客サービスの向上など、指定管理者である隠岐汽船との連携や協議をはじめ、関係機関と調整を図りながら、また、本年4月から施行されます特定有人国境離島新法における航路運賃低廉化対策事業を強力に推進し、島民の皆様方の更なる利便性の向上、観光客の誘致をはじめとした観光産業に大きく寄与して参る所存でございます。

次にレインボープラザ事業につきましては、平成19年度に患者等宿泊ルーム（妊産婦等宿泊ルーム）の施設整備等を実施させていただきながら、これまで運営をさせていただいているところでございます。施設整備後20年目を迎え、本

年度、大規模改修工事を実施させていただきたく、当初予算計上をさせていただいており、今後も島民の皆様には選ばれる魅力のある施設運営に取り組んで参る所存でございます。

最後に、知的障がい者支援施設「仁万の里」事業につきましては、平成29年度から5年間、第2期目の指定管理期間としてスタートいたします。今後も、隠岐圏域の障がい者福祉の中核施設としての機能・体制の維持と、利用者の皆様方へのより良いサービスの提供や保護者の皆様方の思いを大切に、より効果的かつ効率的な運営と施設づくりを指定管理者である社会福祉法人博愛と共に進めて参ります。

次に、**介護保険事業**について申し上げます。

団塊の世代が75歳を迎え、介護・医療費などの社会保障費の急増が懸念される2025年問題に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう地域包括ケアシステムの構築は益々重要となっております。隠岐圏域においても、さらなる要介護者の増加に向き合うことになり、増加するニーズへの対応と、生産年齢人口の減少という二つの困難な条件のもと進めなければなりません。

このような状況の中、特に保険者である隠岐広域連合と構成町村は、国の基本方針に沿って、介護給付の円滑な実施が確保されるよう、連携を深めながらサービス提供体制を維持・強化していく必要があります。

また、構成町村の実情に応じて多様なサービスを充実させ、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な介護予防・生活支援を目指すことで、島民福祉の向上を図って参ります。

平成29年度は、第7期介護保険事業計画策定年度となりますが、現状と課題を踏まえ、構成町村の方針及び住民ニーズ等を十分に反映した次期介護保険事業計画を策定して参りたいと考えております。

また、昨年度に設置した、「隠岐圏域地域包括ケアシステム推進委員会」では、隠岐圏域の諸課題について検討し、保険者として提案や支援ができるよう関係者及び関係機関と一丸になって、引き続き、取り組んで参ります。

保険料の収納につきましては、一昨年より行っている全庁での取り組みを継続し、みんなで支えあう介護保険制度の基本理念に沿い、より公平性を維持する為に収納率の向上に更に努めて参る所存でございます。

次に、**病院事業**について申し上げます。

病院事業につきましては、引き続き、国の2025年を見据えた医療提供体制の構築及び島根県地域医療構想に併せ、病院ごとに策定中の新公立病院改革プランを基に、安全・安心の医療提供体制の確立を図り、また医師・医療技術者等確保対策につきましては、島根県当局は元より、引き続き大学等との円滑な連携体制の維持充実に努める傍ら、隠岐郡出身関係者等との連携や情報収集をさらに深め、独自の医師等招聘対策を継続して参ります。

まず、隠岐島前病院事業につきましては、平成29年度の診療体制は、常勤医

師6名と契約医師2名の計8名と非常勤医師によります8診療科の継続に努めて参ります。特に常勤医師等の業務軽減を図って参る必要から、医師の派遣による宿直応援回数を増やすと共に、医師事務作業補助者の育成・確保にも引き続き努めて参ります。

医療スタッフについてでございますが、全国に向けた情報発信や離島看護研修プログラムの実施により、昨年、看護師6名、理学療法士2名を採用させていただきました。また、4月には新たに1名を採用させていただく予定でございます。現在、看護師におきましては24名の正規職員のうち、半数の12名がIターン者でございますが、昨年、その内の2名の方が地元の方と結婚され、定住定着にも期待いたしているところでございます。しかしながら、看護師の定年退職等により依然として医療スタッフは不足の状況にあるため、今後も引き続き、人材確保に取り組んで参る所存でございます。

また、各種補助金などの活用により、診療セミナーや各種講演会及び部門別の勉強会等を継続実施し、更なる地域医療の提供体制の充実並びに経営基盤の強化に取り組んで参ります。

次に隠岐病院事業につきましては、平成29年度の診療体制は、先般、ご報告させていただきましたとおり、外科医師を招聘させていただき、島根県、大学等のご支援もいただき、常勤医師15名と非常勤医師により16診療科の維持に努めて参ります。

医療スタッフについてでございますが、依然として確保困難な状況が続いており、関係機関等の理解と協力を仰ぎながら、引き続き確保に努めるとともに、勤務環境改善への取り組みを行い、医療従事者に選ばれる魅力ある病院づくりに取り組んで参ります。

また、国の医療制度改革に基づき策定されました、島根県地域医療構想を基に、「新公立病院改革プラン」の策定中であり、病床機能の見直しを行うなど、隠岐圏域の中核病院として、当院の果たすべき役割を明確にし、「この島に住む、安心の医療」が提供できるよう、医療提供体制の維持・強化を図って参る所存でございます。

最後に、**消防事業**について申し上げます。

昨年4月に発生した熊本地震をはじめ、10月の鳥取県中部を震源とした地震等、毎年数多くの自然災害が発生しており、更に南海トラフ地震や首都直下地震等の発生も指摘されております。このような激甚災害と呼ばれる災害が発生している状況を考えますと、隠岐圏域におきましても消防力の強化や、防災、減災対策には万全を期す必要がございます。

先般、新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を教訓として、延焼の確立が高い住宅密集地での防火態勢の強化も図って参ります。

また、地域住民の安全・安心を確保するため、自治体消防との連携も含めた各種訓練・研修等を通じて、消防力の基本となる職員一人ひとりの資質向上を図り、あらゆる災害に迅速、的確に対応できる消防体制を整備し、更なる消防力の充実強化に努めて参ります。

地域防災対策といたしましては、防災リーダーの養成によります地域防災力の向上や自主防災組織の充実強化を図って参ります。

最後に、老朽化・狭あい化が顕著である隠岐島消防署島前分署及び海士出張所の整備に関して、構成団体等と検討・協議を進めて参る所存でございます。

以上、私の平成29年度に懸ける施政方針を述べさせていただきましたが、今後とも隠岐広域連合の広域行政が円滑に推進できますよう、職員あげて最善の努力をいたす所存でございます。

議員各位におかれましては、今後とも、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平田 文夫）

以上で「広域連合長の施政方針」を終わります。

《 議案上程 》

日程第5 議案上程の件を議題と致します。

議第 1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から、
議第14号 平成29年度 消防事業特別会計予算までの 14案件について一括して議題と致します。

只今、議題となりました14案件について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長 番外」の挙手あり）

番外 池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

それでは、議第1号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」から、議第14号「平成29年度消防事業特別会計予算」までの14件について、提案理由のご説明を申し上げます。

お手元の議案書の1ページをお願いいたします。

議第1号 「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

「児童福祉法等の一部を改正する法律」による児童福祉法の一部改正に伴い、条文中の項及び号の改正を準用し、養育里親の規定等を一部改正するものでございます。

施行日は、平成29年4月1日といたしております。

次に議案書の2ページをお願いいたします。

議第2号 「隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

隠岐病院の組織につきまして、離島医療を守るために必要な人材の育成・招聘強化を図るため、病院の組織に「島の医療人育成センター」を設置するものでございます。

施行日は、平成29年4月1日といたしております。

次に議案書の3ページをお願いいたします。

議第3号 「隠岐広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による介護保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

通所介護事業所のうち、事業所の利用定員が18人以下の事業所については、「地域密着型通所介護事業所」と位置付けることから、条文を追加するものであります。

施行日は、公布の日からでございます。

次に、議案書の4ページをお願いいたします。

議第4号 「隠岐広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議第3号と同様に、介護保険法等の一部改正に伴い、条文中の項番号の改正及び題名を厚生労働省令に準用するものであります。

施行日は、公布の日からでございます。

続いて、一般会計及び特別会計の補正予算案のご説明を申し上げます。

議案書の5ページから6ページをお願いいたします。

議第5号 「平成28年度 隠岐広域連合一般会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費で「地方公会計システム導入等に係る委託料の確定」、「平成27年度超高速船指定管理料精算額の確定」及び「仁万の里の備品購入に係る入札執行による備品購入額確定」等により減額し、民生費についても、低所得者介護保険料軽減負担金確定に伴い減額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金及び繰入金をそれぞれ減額し、諸収入を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,378万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億3,136万3千円とするものであります。

次に、議案書の7ページから8ページをお願いいたします。

議第6号 「平成28年度 介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費等各項の不用額、保険給付費の給付費見込みの見直しによる不用額の減額及び保険給付費減額に伴う基金積立金の増額を行うものであります。

歳入につきましては、保険給付費の給付費見込みの見直し等に伴う分担金及び

負担金、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれ減額し、保険料及び諸収入を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,848万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を33億7,033万5千円とするものであります。

次に、議案書の9ページから11ページをお願いいたします。

議第7号 「平成28年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、入院・外来患者数及び主な建設改良事業の業務予定量を補正するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出を補正するものであります。医業収益は、入院・外来患者数及び診療単価の見直しにより増額するものでございます。

医業外収益は、負担金交付金及び補助金を増額し、長期前受金戻入を減額するものであります。

医業費用は、給与費、材料費、経費及び減価償却費の見直しによる増額、医業外費用は、消費税の見直し等による増額、特別損失は、平成28年度個別指導に係る過年度損益修正損を計上するものであります。

予算第4条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、空調整備費及び医療機器購入費の実績により建設改良費を減額し、企業債償還金も元金確定に伴う減額、投資につきましては、修学資金の新規貸付がなかったことから減額するものであります。

資本的収入につきましては、建設改良費の減額により企業債及び出資金を減額し、また修学資金の新規貸付がなかったことによる長期貸付金収入も減額するものであります。

予算第5条は、今回の補正に伴い企業債の限度額を改めるものであります。

予算第6条は、給与費の増額に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち職員給与費について増額するものであります。

予算第7条は、材料費の増額に伴い、棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

次に、議案書の12ページから15ページをお願いいたします。

議第8号 「平成28年度 隠岐病院事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、入院・外来患者数及び主な建設改良事業の業務予定量を補正するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出を補正するものであります。医業収益は、入院・外来患者数及び診療単価の見直しにより増額するものであります。医業外収益は、補助金及び一般会計繰入金の増額分が主なものであります。医業費用は、正規職員未採用及び患者数増に対応するための臨時看護職員雇用等による給与費の増額、材料費の見直しによる増額及び経費の見直しによる増額であります。医業外費用は、「島根県立こころの医療センター」への負担金がなくなったことに伴う減額分が主なもので、特別損失は、平成28年度個別指導に係る過年度損

益修正損及び平成27年度決算に基づき、一般会計繰入金を島根県、隠岐の島町へそれぞれ返還するものであります。

予算第4条は、資本的収入および支出を補正するもので、資本的支出は、建設改良費について、医療機器の購入品目変更に伴う減額、投資については、医学生等修学資金貸与者減等に伴う減額であります。資本的収入は、建設改良費の減額により企業債及び出資金を減額、修学資金返還金の増に伴う長期貸付金収入の減額及び長期貸付金償還収入を増額、また寄付金も増額するものであります。

予算第5条は、電子保存システムの更新にあたり契約準備期間が必要であることから、債務負担行為を設定するものであります。

予算第6条は、今回の補正に伴い企業債の限度額を改めるものであります。

予算第7条は、給与費の増額に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費のうち職員給与費について増額するものであります。

予算第8条は、材料費の増額に伴い、棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

次に、議案書の16ページから17ページをお願いいたします。

議第9号 「平成28年度 消防事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費で旅費、通信指令システム・デジタル無線システム保守委託料等を実績見込みにより減額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料をそれぞれ減額し、諸収入を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ351万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億1,773万3千円とするものであります。

続きまして、議第10号から議第14号までの議案は、一般会計及び特別会計の平成29年度の当初予算についてでございます。

当初予算の編成にあたりましては、国、県及び構成団体の厳しい財政状況を踏まえ、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費の経常経費について、平成28年度当初予算額以下とする要求枠の設定を行い、経費節減に努力すると共に、病院事業につきましては、経営改善計画等に沿った事業運営とし、企業としての独立採算性を追及し、収支改善に努めた予算編成を行ったところでございます。

平成29年度当初予算の全会計の歳出総額は、92億5,154万7千円で、前年度当初予算と比較して5億3,575万6千円の増額予算となっております。また構成団体負担金は、29億6,951万3千円を計上しており、前年度に対し4億3,315万5千円の増額であります。

それでは、各会計の予算につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書の18ページから20ページをお願いいたします。

議第10号 「平成29年度 隠岐広域連合一般会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、7億966万5千円と定め、前年度と比較して1億9,746万1千円の増額予算となっております。

歳入の主なものは、構成団体負担金、基金繰入金及び仁万の里派遣職員人件費負担金の諸収入であります。

歳出の主な内容は、総務費で、職員11名の人件費、レインボープラザ、レインボージェット及び仁万の里の管理費が主なものであります。その内、一般管理費ではしまね地域医療支援センター及び隠岐の島町へ職員を各1名ずつ派遣することとしており、当該派遣職員2名の人件費も計上してございます。またレインボープラザ管理費では大規模改修工事費、職員1名の人件費及び指定管理料、超高速船・フェリー管理費では職員1名の人件費及び指定管理料、仁万の里管理費では派遣職員人件費及び指定管理料が主なものであります。

また20ページには、レインボープラザ指定管理料、仁万の里指定管理料の債務負担行為について設定をしております。

次に、議案書の21ページから23ページをお願いいたします。

議第11号 「平成29年度 介護保険事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、34億3,794万1千円と定め、前年度と比較いたしまして6,095万8千円の増額予算となっております。

歳入につきましては、保険料で、第1号被保険者の増加に伴いまして、6億877万8千円を計上いたしました。分担金及び負担金では、5億2,522万7千円を計上するものであります。国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金につきましては、地域支援事業費の増により、前年度と比較して増額となっております。また、繰入金につきましては、低所得者介護保険料軽減対象者の減に伴い減額となっております。

歳出につきましては、総務費で1億75万3千円を計上しており、前年度と比較して466万8千円の減額となっております。総務管理費は介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料の減が主な要因であります。また、地域包括ケアシステム推進委員会費を地域支援事業費へ組み替え計上しております。保険給付費では31億1,526万円計上しており、介護保険制度改正に伴い、予防給付費の一部が地域支援事業へ移行するため、前年度と比較して1.5パーセントの減少となります。地域支援事業につきましては、2億1,605万6千円を計上しており、前年度と比較して1億2,605万6千円の増額となっております。基金積立金につきましては466万2千円を計上いたしております。

次に、議案書の24ページから26ページをお願いいたします。

議第12号 「平成29年度 隠岐島前病院事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、業務の予定量を定めるものであり、病床数は44床であります。年間患者数は前年度並みを予定しております。また、建設改良事業は、施設全体の空調設備及び医療機器4品目、公用車1台に係る費用を予定するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。病院事業収益は前年度と比較して8.1%増の8億4,724万6千円に、また、病院事業費用は、5.9%増の8億7,327万2千円を見込み、2,602万6千円の赤字予算となっております。

予算第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、支出は、空調設備及び医療機器等の購入費、企業債償還金及び修学資金の貸付に1億6,134万3千円を予定し、収入は1億4,410万2千円を予定しております。なお、差引不足分1,724万1千円については、当年度損益勘定留保資金で補填することとしております。

予算第5条は、企業債の限度額を、予算第6条は、一時借入金の限度額、予算第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費、予算第8条は、棚卸資産の購入限度額をそれぞれ定めるものであります。

次に、議案書の27ページから29ページをお願いいたします。

議第13号 「平成29年度 隠岐病院事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、業務の予定量を定めるものであり、病床数は115床であります。年間患者数は前年度と比較して、入院で7.9%の減、外来でも、4.8%の減を予定しております。また、建設改良事業は、医療機器10品目、公用車1台の購入及び医師住宅改修工事等にかかる費用を予定するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、病院事業収益は、前年度と比較して2.4%減の28億976万7千円、病院事業費用は、0.8%減の30億2,777万6千円を見込み、収支差引2億1,800万9千円の赤字予算を計上するものであります。

予算第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、支出は医療機器10品目、公用車1台の購入、医師住宅改修事業費及び下水道接続工事費、企業債償還金及び医学生等修学資金の貸付に3億9,525万5千円を予定しており、収入は3億8,544万3千円を予定しております。なお、差引不足分の981万2千円については、当年度損益勘定留保資金で補填することとしております。

予算第5条は、企業債の限度額、予算第6条は、一時借入金の限度額、予算第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、予算第8条は、棚卸資産の購入限度額をそれぞれ定めるものであります。

次に、議案書の30ページから31ページをお願いいたします。

議第14号 「平成29年度 消防事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、6億4,629万5千円と定め、前年度と比較して3,989万8千円の増額予算となっております。

歳入につきましては、構成団体負担金が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で、職員人件費及び運営費が主なものであります。事業費では、消防ポンプ自動車の整備費が主なものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒、慎重審議の上、適切なご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（平田 文夫）

以上で「提案理由の説明」を終わります。

《一般質問》

日程第6 「一般質問」を行います。

一般質問はお手元に配布の 別紙2 通告一覧表のとおりでございます。

質問時間は答弁を除き30分以内とし、質問は再々質問までとなっていますので、議員・執行部におかれましてはご協力をお願い申し上げます。

ここで資料配付がございます。

それでは発言を許します。

1番 中濱 堯介 議員

○1番（中濱 堯介）

本日は池田連合長にとりまして就任最初の定例議会であります。その場で一般質問の第1号として私がここに立たせて頂きましたことを誠にありがとうございます。

それでは質問の通告書に基づきまして、昨年11月1日私共の（西ノ島町）浦郷地区で発生した火災事案について連合長に2点伺います。

消防署の使命は「島民の生命と財産を守る」、これを第1とすることは私が申し上げるまでもありません。またその使命の基、消防関係の皆さまは昼夜を問わず職務に精励されておられることを島民の一人として私も心から感謝を申し上げます。そういったことを踏まえて質問致します。

隠岐島の消防本部では昨年鳴り物入りで導入された通信システムも100%機能し、今お手元に配布されました参考資料をご覧頂ければおわかりのように、迅速な消火活動が続けられたことは明白でございます。しかしながら火災が発生してその発生を消防署の方に通報した町民の方が現認した時作業場のボヤ程度の火災が結果的に家屋6棟、作業棟1棟の合計7棟の全焼の火災事故とまで大きくなったことについてはいろいろな要因が考えられます。

当日は非常に強風であり、先ほど連合長もお話しされた新潟県の糸魚川火災事故と同じように住宅の密集地で発生したものであります。つまり消火活動が十分に機能しなかった、強風にあおられたために消火ホースの水量にも色々影響があったそうです。そういったことで火災の鎮火まで8～9時間の長時間かかり、結果的に大きな火災にまでなったということでございます。そういった諸々の要因はあるにしてもこの火災は「消防力の脆弱化」これにつきると私は考えております。今後こういった火災が二度と発生しないように、また広域連合としての取組

の考え方を連合長に伺いたいと思います。

二点目は、「消防力の脆弱化」これをカバーするために私は無理難題を承知で、「長期的にははしご車の導入を島前にも1台検討して頂けないか」ということを提言したいと思っています。広域連合が主体となり当然財源確保の面で大きな問題があります。当然ハードルは高いと思います。更に費用対効果でも非常に問題があります。仮にはしご車が導入されたとして、その格納庫、維持管理費、各島間の輸送の問題等課題があることは承知しております。最初に申し上げたように島民の生命と財産を守る、これが消防署の第1とするならば、それを承知でこの導入を検討していただけないかということをご第二点目として伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（平田 文夫）

池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

只今の中濱議員の「平成28年11月1日に発生した浦郷地区の火災事案について」のご質問にお答えいたします。

まず、消火活動の状況につきましては、本日お配りした報告書及び見取図をご参照願ひ、説明は割愛させていただきますようお願いいたします。

次に、「大火に至った原因及び対策」についてでございます。

出火当日の天候は曇りで、7.0～10.0mの風が北北東から北東の向きで吹いておりました。

島前分署消防隊による現場到着時の見聞によりますと、出火建物内部は天井まで炎上し、西側通路には火炎が噴出している状態であったことから「ボヤ」の段階ではなかったと思っております。

また、隣接する建物との間隔が50cm～1mと狭隘のため、延焼防止のための風下からの放水が困難でありました。

一方、消防活動といたしましては、消防署および消防団の放水を行ったポンプが10台、人員119名が、限られた活動スペースで終始有効な放水量を確保しており、現況の装備・人員でできる最善の活動であったと考えております。

従いまして、本件火災は狭隘な建物相互間隔並びに耐火性能の低い建物構造、および当日の強風による火勢拡大により延焼拡大したものと考えております。

ちなみに、同年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大火について、総務省消防庁が検証した結果ですが、建物の密集および強風がなければ3棟で消火できたとの検証結果も出ておりますので申し添えさせていただきます。

今後の対策といたしましては、第3次行財政改革大綱においても計画いたしておりますように、自治体消防との連携訓練並びに広報活動などを更に充実させ、火災はもとより大きな災害から住民の生命・身体・財産を守り、安心安全な町づくりを進めるよう努力して参りますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、「島前地区のはしご車配備」についてでございます。

現在、本署に配備しているはしご車については、「消防力の整備指針」に基づ

き配備しておりますが、島前地区にはこの指針にある中高層建築物も無いことや、購入費が9, 345万円、メンテナンス費用は平均で年間240万円（オーバーホール2, 000万円含む）必要でございます。

また、はしご車は先端を高所に位置し、建物に接近させる必要があることから、先端搭乗員のほか、地上から隊員の目視による監視が重要であり、常時運用するための人員は4～5名と定められています。

本署のはしご車を更新（平成23年度）した際につきましても、それまで出動の実績が無かったこともあり、「法的根拠と利用頻度における根拠を明確にし、消防力の整備指針に定める救助工作車が配備されていないことから、救助資機材搭載はしご自動車を更新する」と正副連合長会議で確認された経緯もあり、中濱議員のご指摘も理解いたすところですが、総合的な検討の中、当面は配備が困難であると考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（平田 文夫）

1番 中濱議員

○1番（中濱 堯介）

連合長の回答の内容は大体想定しておりましたが、私も自宅が火災現場から近いところにありまして、火災発生時から見ておりました。その中でホースが破れていたり、水が出なかったこともありまして、風向きも一定で強風が吹いており、海側と山側からの放水が同じ強度でされないこともあり放水の効率が非常に悪かった、これも住宅の立地条件にもよりますが、本来は横からかけるところを縦からしかしかかけられないので非常に消火活動が効率的ではないことが想定される場所です。海側からは山側までかかるような状態、山側からは手前で止まるような状態で、ホースも破れているものもあり消防団の方も苦勞されている姿も目の当たりにしました。破れたホースにつきましては、消防団の方も忙しい中でのことですので、そういう指導につきましても隠岐島消防本部の方で今後徹底してやっていただきたいとそういうふうに願っております。

いずれにしても、効率的な消火活動、これが絶対的に必要条件ですので今後そのことも含めましてもう一度消防体制のあり方につきまして最善を尽くしていただきますよう質問させていただいて終わりたいと思います。

○議長（平田 文夫）

池田広域連合長

○番外（池田広域連合長）

再質問にお答えさせていただきます。

ご指摘のことにつきましては再度破損等の無いよう点検をさせますと共に、今後更に効率の良い消火活動が行えますよう先ほども申し上げましたが、自治体消防との訓練、連携を強化して対応をしていきたいと思っておりますのでご理解を頂きたいと思っております。

○1番（中濱 堯介）

終わります。

○議長（平田 文夫）

中濱議員の一般質問を終わります。

以上で「一般質問」を終わります。

《質疑》

日程第7 これより質疑を行います。

議第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から、
議第14号 平成29年度 消防事業特別会計予算までの14案件について質疑を行います。

最初に議第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(議案書 1頁、資料3 議案に関する参考資料 1頁をお開き下さい。)

質疑はございませんか

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第1号の質疑を終わります。

次に議第2号 隠岐広域連合立隠岐病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(議案書 2頁、資料3 議案に関する参考資料 1頁をお開き下さい。)

質疑はございませんか

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第2号の質疑を終わります。

次に議第3号 隠岐広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(議案書 3頁、資料3 議案に関する参考資料 2頁をお開き下さい。)

質疑はございませんか

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第3号の質疑を終わります。

次に議第4号 隠岐広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(議案書 4頁、資料3 議案に関する参考資料 3頁をお開き下さい。)

質疑はございませんか

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第4号の質疑を終わります。

次に議第5号 平成28年度 隠岐広域連合一般会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。

(資料1 予算に関する説明書 1頁をお開き下さい。)

質疑はございませんか

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第5号の質疑を終わります。

次に議第6号 平成28年度 介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。

(資料1 予算に関する説明書 6頁をお開き下さい。)

質疑はございませんか

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第6号の質疑を終わります。

次に議第7号 平成28年度 隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第2号)について 質疑を行います。

(資料1 予算に関する説明書 15頁をお開き下さい。)

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第7号の質疑を終わります。

次に議第8号 平成28年度 隠岐病院事業特別会計補正予算(第3号)について 質疑を行います。

(資料1 予算に関する説明書 22頁をお開き下さい。)

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で**議第8号**の質疑を終わります。

次に**議第9号 平成28年度 消防事業特別会計補正予算(第4号)**について質疑を行います。

(資料1 予算に関する説明書 39頁をお開き下さい。)

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で**議第9号**の質疑を終わります。

次に**議第10号 平成29年度 隠岐広域連合一般会計予算**について質疑を行います。

(資料2 予算に関する説明書 1頁、資料3 議案に関する参考資料 34頁をお開き下さい。)

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で**議第10号**の質疑を終わります。

次に**議第11号 平成29年度 介護保険事業特別会計予算**について 質疑を行います。

(資料2 予算に関する説明書 23頁、資料3 議案に関する参考資料 46頁をお開き下さい。)

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で**議第11号**の質疑を終わります。

次に**議第12号 平成29年度 隠岐島前病院事業特別会計予算**について質疑を行います。

(資料2 予算に関する説明書 47頁、資料3 議案に関する参考資料 52頁をお開き下さい。)

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第12号の質疑を終わります。

次に**議第13号 平成29年度 隠岐病院事業特別会計予算**について 質疑を行います。

執行部より詳細説明がありますので、説明を求めます。

(「議長 番外」の挙手あり)

番外 齋賀経営課長

○番外(齋賀経営課長)

本日配布をしました追加資料 医師住宅の改修工事についてをご覧ください。

隠岐病院では、隠岐の島町池田地区に2DKの1戸建て住宅を5棟整備してございます。この住宅のリフォームを新年度実施させていただきたいと考えております。金額につきましては1棟当たり税抜きで130万円を予定しております。

改修の内容については、この池田地区の住宅は平成8年に整備をしており20年経過しております。医師住宅については入居している医師がおよそ2年位で交代をされます。ということは頻りに家具の移動を行っております。また、1戸建てですので家族連れの医師を対象に入居をされており、小さいお子さんがいる方がほとんどのケースになっております。壁、床棟にかなり傷みがでてきており、トイレもウォシュレット化されておらず、このあたりについても内装のリフォームをさせていただきまして、今後來られる医師に気持ちよく入られるように住環境の整備を図っていきたいと考えていますのでよろしくお願い致します。

(資料2 予算に関する説明書 67頁、資料3 議案に関する参考資料 57頁をお開き下さい。)

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で議第13号の質疑を終わります。

次に**議第14号 平成29年度 消防事業特別会計予算**について 質疑を行います。

(資料2 予算に関する説明書 95頁、資料3 議案に関する参考資料 62頁をお開き下さい。)

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で議第14号の質疑を終わります。

以上で「質疑」を終わります。

《委員長報告》

日程第8 「委員長報告」の件を議題と致します。

隠岐広域連合議会会議規則第47条第2項の規定により、医療介護常任委員長から調査事項の件について報告をしたいとの申し出があります。

お諮り致します。
本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。
ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
従って医療介護常任委員長の報告を受けることと決定致しました。
医療介護常任委員長の発言を許します。

(「議長 10番」の挙手有り)

10番 福田 晃委員長

○10番(福田 晃)

医療介護常任委員会の視察報告を致します。

当委員会は、隠岐島における「医療従事者確保対策」は喫緊の課題との認識から、去る10月20日から22日の3日間、島根県医療政策課、雲南市立病院に議員7名、職員2名の9名と、また雲南市立病院には隠岐病院の加藤医師も参加し行政視察を行いました。

10月20日、隠岐病院、隠岐島前病院及び各町村診療所の医師招聘に尽力されている島根県医療政策課に訪問し、県内の医師及び看護師の充足状況、医師受入側への要請、隠岐枠医師の現況等について説明を受けながら意見交換を致しました。

医師充足率は全県76.5%に対し隠岐は89.9%と県内1位であるが、耳鼻咽喉科が20%未満で今後の課題と思われる。また、看護師充足率は全県95.7%に対し隠岐は92.4%で雲南に次いで下位から2位で今後の看護師確保対策に傾注が必要と感じました。

医師受入側への要請は、住宅整備の充実、慶弔を含め医師の休暇申請時における代替医の確保等の他、ウルトラマラソンなどの参加医大生への助成で効果が上がっている地域住民との関わりのある生活を楽しむためのイベント活動の重要性について提示がありました。

隠岐枠医師の状況は、少しずつであるが増えているし、現在学生が7名在学中とのことで今後に期待がもたれます。

10月21日の雲南市立病院においては、医療従事者確保等にどのような態勢で臨んでいるか等意見交換を行いました。

医療従事者確保には、平成21年4月より「地域医療人育成センター」を設置、育成研修体制や環境の整備をし、長期的な視点で取組、独自で招聘した常勤医師は20名中6名とのことでした。島根大学、県立中央病院、松江日赤との連携は研修医2年目の「地域研修」を毎年受け入れており、非常勤医師の派遣状況は島根大学が主で1ヶ月の実人数で約50名であります。また、主な病院と3ヶ月に一度「地域連携看護師会議」を開催し、各施設の機能や病床利用率、在院日数などの情報を共有しているとのことでした。

院内保育所の運営状況は、隠岐病院と同じく株式会社「アイグラン」に委託し、定員は15名、対象は生後8週間から就学前の病院職員の子供で夜間保育は週2回実施し職員確保の一助となっています。また現職看護師の子育て後の復帰については、部署異動、夜勤の軽減など可能な限り努力をしているとのことでした。

看護師確保対策としては、雲南市立病院看護師奨学金を設け、現在6名貸与中で以前の貸与者から7名が看護師として勤務しています。また、毎年6月県内6カ所の看護学校へ市役所担当者との訪問や看護学生の実習の受け入れ、中高生に職場体験の実施など学校との連携を行っています。現職の看護師に対し認定看護師、助産師資格取得支援や宿舍の整備等医師・看護師確保に対する病院、市の努力が伺えました。

今後も隠岐病院、隠岐島前病院を含め過疎地の病院が情報交換をしながら医師、看護師確保に努め、地域住民に安心・安全を与える病院となることを願いながら意見交換を終えました。

以上医療介護常任委員会の報告を終わります。

○議長（平田 文夫）

以上で医療介護常任委員長報告を終わります。

次に総務消防常任委員長から調査事項の件について報告をしたいとの申し出があります。

お諮り致します。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

従って総務消防常任委員長の報告を受けることと決定致しました。

総務消防常任委員長の発言を許します。

（「議長 5番」の挙手有り）

5番 柏原 広行委員長

○5番（柏原 広行）

総務消防常任委員会の視察報告を致します。

当委員会は隠岐航路における「航路のサービス」について去る11月10日～12日までの間で、福岡市の九州郵船株式会社に議員7名、職員2名の9名で行政視察を行いました。

九州郵船株式会社には、事前に質問表を送付し、それについて意見交換を行いました。

その中で、サービスについては旅客対応事例集を作成しマニュアル化し以後追加をしながらサービスの向上に努めています。また、客室等の衛生面についても年2回程度オゾン脱臭器をかけたり、年1回ジュータンのクリーニングなどを行い衛生面にも気を付けているとのことでした。

ジェットフォイルのインターネット予約に関しては、ネット予約枠約20席を設け年間3,000～4,000件程度でしたが、平成27年度からは電話のスマートフォン専用サイトを稼働させたところ27年度は7,300件、28年度は10月までで7,450件と増加傾向にあるとのことでした。

船員の確保については、隠岐汽船と同じく苦慮しているとのことでしたが、海洋技術学校、水産大学校、海洋大学まで幅広く求人を行っているとのことでした。

経費節減については、整備は自分たちでできることは積極的に取組み費用の削減に効果を上げています。また航路の一番のサービスは「利用者のために欠航しないこと」と考えているとのことでありました。

11月11日には、実際にフェリーとジェットフォイルに乗船しました。フェリーについては平成24年に就航したものであり船内の造りにも多様なお客さんのために随所に工夫が見られました。ジェットフォイルについても、当日は満席であり船員さんが丁寧に案内、指示等をされておりスムーズに乗船、下船ができました。

今後も隠岐航路のサービス向上、経費節減については見習うべきことは取り入れ、安全に運航していくことを望みながら視察報告と致します。

○議長（平田 文夫）

以上で総務消防常任委員長報告を終わります。

次に隠岐航路調査特別委員会から調査事項の件について報告をしたいとの申し出があります。

お諮り致します。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

従って隠岐航路調査特別委員長の報告を受けることと決定致しました。

隠岐航路調査特別委員長の発言を許します。

(「議長 4番」の挙手有り)

4番 遠藤 義光委員長

○4番(遠藤 義光)

隠岐航路調査特別委員会の報告を致します。

当特別委員会は平成23年9月7日の定例会で、「島民の利便性の確保、観光客の誘致をはじめとした産業振興に不可欠な隠岐航路の維持、向上を図る」ため、調査検討を行うことが望ましいと考え設置されました。

超高速船レインボー1に続きレインボー2が老朽化のため退役を余儀なくされることから代替船の導入が検討され、ボーイング社のジェットフォイルが次期超高速船として選定されました。公募によりレインボージェットと命名され、平成26年3月より隠岐汽船株式会社を指定管理者として就航し、現在に至っていることはご案内のとおりであります。導入に至るまでには財源をはじめ母港、寄港地の問題、給油設備、整備工場、指定管理等の他、様々な問題や課題を克服すべく検討協議がなされてきました。その経緯等については執行部より全員協議会等の場で報告がされ、またその場においても議員各位の意見を賜り、その後の検討会議の中で反映させていただいております。

平成25年9月9日の第7回会議において本特別委員会の今後について協議がなされておりますが、「レインボージェット就航後であっても運航ダイヤ、寄港地の問題、サービス向上等さらに考えていかなければならないためにも必要」として委員の意見は、存続でありました。

その後サービス向上の一環として、クレジットカード決済、ネット予約等も導入され、ホームページ、パンフレットについても外国語表記がなされてきました。

現在の委員会構成メンバーになってから第10回会議を27年8月21日、第11回会議を28年8月19日、第12回会議を29年1月26日の3回の委員会を開催いたしております。

第11回会議においては、超高速船及びフェリー「おき」の指定管理業務の実績及び評価について報告を受け、その後、意見交換を行いました。

フェリーおきについては、概ね協定書の内容どおりの管理が行われているとして、A評価であり、レインボージェットについては、実績が協定書の内容や目標を下回っており更なる工夫、努力及び改善が必要として、B評価でありました。

平成27年度隠岐航路超高速船の管理に関する指定管理料(修繕費)の精算については、精算額は1億3,098万円とし、広域連合が1億1,219万円、隠岐汽船が1,878万円をそれぞれ負担するものであります。

その後、平成28年9月定例会において、精算金の計算方法の中で一時金等の取り扱いは経費として計上すべきでないとの指摘があり、平成29年2月2日の

議会全員協議会において、一時金等の取り扱いについてはルールが明確にされていなかったことや決算時期が5月末であり協議が整っていなかったこと、気付かないまま精算したことが要因であったため、指定管理者である隠岐汽船と協議を重ね1,450万円が精算調整金として返納されることになったと報告を受けたところであります。

最後に、第12回会議を1月26日に開催し、当特別委員会の今後のあり方について協議いたしました。

「隠岐航路問題はきめ細やかに協議すべきであり、課題が山積している中、引き続き特別委員会は存続させるべき」との少数意見がありましたが、多くの委員の意見は、「ハード整備が終え一定の役割は果たし、運賃低廉化や寄港地の問題、外国人観光客への対応、サービス向上等今後の課題は、今後、常任委員会や全員協議会で協議していけばよい」との結論になりました。

以上のことを踏まえ当特別委員会は、今定例会をもって閉会の報告と致します。

以上 隠岐航路調査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（平田 文夫）

隠岐航路調査特別委員会については、本定例会をもって閉じるとの報告がなされました。

これについてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

以上で隠岐航路調査特別委員長報告を終わります。

以上で「委員長報告」を終わります。

《 討 論 》

日程第9 これより討論を行います。

議第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から

議第14号 平成29年度 消防事業特別会計予算までの14案件を一括して討論に付します。

討論はございませんか

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。

以上で「討論」を終わります。

《 採 決 》

日程第10 これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

始めに、議第 1 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例から、議第 4 号 隠岐広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの 4 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって、議第 1 号 から議第 4 号までの 4 案件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に議第 5 号 平成 28 年度 隠岐広域連合一般会計補正予算 (第 4 号) から議第 9 号 平成 28 年度 消防事業特別会計補正予算 (第 4 号) までの 5 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって 議第 5 号 から議第 9 号までの 5 案件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に議第 10 号 平成 29 年度 隠岐広域連合一般会計予算から議第 14 号 平成 29 年度 消防事業特別会計予算までの 5 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(「起立全員」)

起立「全員」であります。

よって 議第 10 号から議第 14 号までの 5 案件につきは、原案のとおり可決されました。

以上で「採決」を終わります。

《委員会閉会中の継続審査》

日程第11. 委員会閉会中の継続審査・調査についてを議題と致します。

各常任委員長、議会運営委員長から審査を終えることの出来なかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

申し出の内容は、お手元に配布の別紙4 申し出一覧表のとおりであります。

お諮り致します。

本案は各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに決定致しました。

以上で「委員会閉会中の継続審査・調査」について終わります。

以上をもって、本定例会の日程は全部終了し、定例会に提出された議案は、すべて議了致しました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 11時 07分)

(「議長 番外」の挙手あり)

池田広域連合長

○番外(池田広域連合長)

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、平成29年度各会計予算案をはじめ、条例改正案、補正予算案の14議案を上程させていただきましたが、原案どおり可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

引き続き、隠岐広域連合の果たすべき役割をしっかりと認識いたし、職員と一丸となり邁進して参ります。

平田議長様はじめ、議員の皆様方のいよいよのご隆盛をご祈念申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長(平田 文夫)

本日はこれをもって散会し、平成29年第1回隠岐広域連合議会定例会を閉会いたします。

(本会議閉会宣告 11時 09分)

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するためにここに署名をする。

平成29年 月 日

隠岐広域連合議会議長 _____

隠岐広域連合議会議員 _____

隠岐広域連合議会議員 _____